

平成25年第1回定例会

# 特別委員会中間報告書

危機管理対策特別委員会

大分県議会

# 目 次

【はじめに】	1
【調査の概要】	
I 地震、津波、洪水等の自然災害に強いまちづくりと減災	
社会づくりについて	2
1 「地域防災計画（地震・津波対策編）の見直しに対する 中間報告」に係る大分県地域防災計画の反映状況について	2
2 南海トラフ（海溝型）等の地震・津波想定に伴う大分県 地域防災計画の見直し等の対応について	2
3 原子力防災計画の策定について	4
4 個人住宅の耐震対策等について	4
II 多様な危機に迅速かつ的確に対応できる人材の育成について	6
1 行政職員の災害対応能力向上について	6
2 新型インフルエンザ等感染症対策について	7
III 安全・安心な食料生産と食の安全の確保について	9
1 家畜伝染病対策について	9
2 食の安全確保について（放射能汚染対策含む）	10
IV 小規模集落等地域コミュニティの維持・活性化について	12
1 小規模集落の安全・安心確保の取組について	12
2 地域のリーダー（防災士、民生委員等）の育成及び 連携について	12
V 犯罪に強い地域社会の形成について	15
1 防犯ボランティアとの協働による犯罪の起きにくい社会 づくりについて	15
2 災害発生時における的確な防犯体制づくりについて	16
【提 言】	17
【終わりに】	24
【委員会の活動状況】	25

## 【はじめに】

「危機管理対策特別委員会」は、東日本大震災の発生を受けて、自然災害をはじめ感染症や食の安全等への対応等について調査し、安全・安心の地域の底力づくり、危機管理対策のあり方を検討することを目的として平成23年第2回定例会において設置されたものである。

付託された事件は、次に掲げる6件である。

- 1 地震、津波、洪水等の自然災害に強いまちづくりと減災社会づくりについて
- 2 多様な危機に迅速かつ的確に対応できる人材の育成について
- 3 安全・安心な食料生産と食の安全の確保について
- 4 小規模集落等地域コミュニティの維持・活性化について
- 5 犯罪に強い地域社会の形成について
- 6 震災対策としての高速自動車道等の整備について

本委員会では、今回の付託事件が、県民にとって安全で安心できる、真に住みよい地域を創出するものである重要性を認識のうえ、本県の防災・減災対策の充実に寄与するべく適時に委員会を開催し、付託事件に関する内容等について関係部局等から説明を聴取してきた。

特に平成23年度は、見直しが行われる本県の地域防災計画「地震・津波対策編」についての調査を最優先に行い、地域防災計画の見直し素案策定の一助となるよう平成23年第4回定例会において地域防災計画「地震・津波対策編」の見直しに対する中間報告を行った。

さらに平成24年度は、付託事件とあわせて、平成24年7月に本県を襲った梅雨前線豪雨の状況についても関係部局から説明を聴取するとともに、東日本大震災の被災地である千葉県、福島県、宮城県の被害状況及び復旧・復興の取組を調査するなど、極力最新の情報を収集し、鋭意調査研究を進めてきた。

以下、付託事件調査及び結果の概要について報告するものである。

## 【調査の概要】

### I 地震、津波、洪水等の自然災害に強いまちづくりと減災社会づくりについて

#### 1 「地域防災計画（地震・津波対策編）の見直しに対する中間報告」に係る大分県地域防災計画の反映状況について

平成24年3月26日に大分県防災会議を開催し、県地域防災計画の修正を決定した。地域防災計画の見直しに当たっては、「災害に上限はない、人命最優先」を基本理念に、津波からの避難対策の強化、被災者目線に立った計画の策定など4点を基本方針とし、被災地から本県へ避難された方々の実体験、被災地で支援活動に携わった職員の意見、被災地に派遣され災害救助にご尽力された自衛隊や海上保安庁などの防災関係機関の方々からの意見を踏まえて検討を重ねた。平成23年12月16日の素案発表後も、防災会議幹事、県議会議員からの意見、教育・福祉関係者等約300団体を対象とした説明会での意見等を反映させ、国の基本計画とのすり合わせも行ったうえで見直しを終えた。

本委員会の中間報告書の意見については、「自主防災組織」、「防災訓練」や「防災教育」等多くの項目及び内容を県地域防災計画に反映した。

#### 2 南海トラフ（海溝型）等の地震・津波想定に伴う大分県地域防災計画の見直し等の対応について

平成24年3月31日に国の南海トラフ巨大地震モデル検討会が、過去最大クラスの地震・津波の想定を公表した。本県地域防災計画における想定では、避難訓練や一時避難地の整備等のソフト対応を平成16年大分県津波浸水予測調査における津波高の3倍としており、これと国の数値を比較すると、津久見市のみが9.5メートルで想定を超えることとなった。しかし、津久見市は海拔10メートル以上を目安に避難訓練や避難場所の選定を行っていることから、大災害時に最も重要な、人命を守るため「まず逃げること」の避難対策はできており、それ以外の市町村についても概ね想定範囲内であった。

また、平成24年8月29日には国が南海トラフの巨大地震に係る10メートルメッシュでの津波高と浸水域及びそれに伴う人的・物的被害の想定を公表した。前回3月31日の50メートルメッシュでの津波高に比べ地形の微細な変化が、より正確に反映されたことから数値の変動が見られたが、今回の想定においても概ね本県地域防災計画における想定範囲内であった。一方、今回公表された人的・物的被害の想定では、大分県で最も被害の大きいシーンを想定した場合、地震後速や

かに避難した人の割合が低い時には、最大で17,000人の死者数が見込まれている。ただし、早期の避難率が高く、また呼びかけも行い迅速な避難ができた場合は、最大300人まで死者数が減少するとされており、このように津波発生時の早期の避難率の高低や呼びかけの有無により、人的被害に大きな差異が生じることから、避難行動の迅速化・効率化の重要性をあらためて認識したところである。

県では、平成24年8月29日に国が公表した南海トラフの巨大地震に係る津波高と浸水域のシミュレーションでは、本県における河川や港湾・漁港の堤防などの構造物の詳細なデータ反映が十分でなかったこと、また、本県の地域特性として、別府湾と周防灘の活断層型地震による津波の影響についても調査する必要があることから、本県の有識者会議での議論を踏まえて、より詳細な津波シミュレーションを行い、平成24年11月28日に大分県津波浸水予測調査結果を速報値として公表した。今回、①南海トラフのケース1-1、②別府湾の地震（慶長豊後型地震）、③周防灘断層群主部の3つの地震について想定を行った。これまで、県と市町村では、平成16年大分県津波浸水予測調査の津波高の2倍、避難訓練等ソフト対応は3倍として一時避難場所の見直し、避難経路の整備等を行ってきたが、今後は、防災対策基準をさらに安全側にシフトさせ、堤防が機能しない場合における3つの地震の浸水予測図を重ね合わせた最大のものを基準にして防災対策をとることとしている。また、文部科学省に設置されている政府の特別機関である地震調査研究推進本部が公表している今後の地震の発生確率は、海溝型地震である南海トラフでは、東南海地震、南海地震とも50年以内で90%程度か、それ以上とかなり高くなっており、その対策は喫緊に取り組むべき課題と考えられる。一方、活断層型地震については、例えば別府湾日出生断層帯東部では30年以内でほぼ0%、100年以内で0.005%であり、しかも別府湾内及び周辺で想定される活断層が連動して発生する確率はさらに低くなると考えられ、中期的に取り組むべき課題と認識している。

以上のことから喫緊の課題は、海溝型地震である南海トラフの巨大地震であり、市町村と連携して、平成23年に見直しを行った避難場所・避難経路の検証・見直し、ハザードマップの作成など住民避難対策を中心とした防災・減災対策の推進・充実に取り組んでいる。また、平成24年度内には被害想定調査をまとめ、来年度以降は、人的・物的被害の数値を基に備蓄物資・避難所対策、がれき処分用地の確保など、個別の防災・減災対策の見直しなどを予定している。

### 3 原子力防災計画の策定について

原子力災害対策特別措置法並びに国の原子力防災指針では原子力防災対策を重点的に推進する地域については、地域防災計画の中に原子力事項に特化した防災計画を策定するという事になっている。本県では、この対象地域ではないために原子力防災計画については作成されていないが、県内での放射性物質の飛散、漏えい、あるいは県外の原子力発電所事故を受けて、そのような事案も考えられることから、地域防災計画の中の事故等災害対策編の中において「放射性物質事故対策計画」として定め対応している。

しかし、福島第一原発事故を受けて事故の検証や原子力災害対策特別措置法及び国の原子力防災指針の見直しも行われており、平成24年3月にはその中間とりまとめが行われた。その中で、8キロメートルから10キロメートルで定められていた重点地域については、これを30キロメートルに拡大するといった中間見直しの結果が出た。本県は、30キロメートルに拡大してもその対象地域には該当しないが、国の動向や福島第一原発事故を受け、愛媛県との情報連絡体制を再確認したり、モニタリングポストを増設して監視体制を強化し、さらには安定ヨウ素剤の整備を増強する等の対策を行っている。今後は、国の原子力規制委員会による検討状況等を踏まえながら、現在の計画に必要な修正を加えた見直しを含め総合的に検討していく必要がある。

### 4 個人住宅の耐震対策等について

昭和25年に建築基準法が施行され、その後発生した大きな地震の被害を受ける度に、法律が改正されてきた。特に、昭和53年の宮城沖地震の被害を受け、昭和56年6月に耐震基準が見直され、「震度5程度で損傷しないこと。震度6～7で倒壊しないこと」との耐震性能が求められる基準となった。木造では壁量の見直し、基礎の基準強化が図られたところである。

平成7年の阪神・淡路大震災後には耐震改修促進法が制定され、様々な補助制度や優遇税制の施策を講じることにより、昭和56年6月以前の耐震性能の劣る建築物の耐震診断・耐震改修の促進が図られてきた。

しかし、住宅の耐震化率は、平成20年の住宅・土地統計調査によると、全国は、約79%、大分県では約70%となっており、全国に比較して本県の耐震化があまり進んでいない状況である。平成18年度に策定した「大分県耐震改修促進計画」では、住宅については平成27年の耐震化率の目標を90%としており、一層の耐震化を推進する必要がある。

住宅の耐震化に関する大分県における支援制度については、平成18年度から耐震診断、平成20年度から耐震改修に対する補助制度が設けられている。補助内容については、対象建築物は、耐震診断、改修のどちらも昭和56年以前に建てられた木造一戸建て住宅で、補助金額は、耐震診断が3万円を上限にかかった費用の2/3、耐震改修が60万円を上限にかかった費用の1/2を補助するものである。また、平成21年度から「耐震・リフォームアドバイザー派遣制度」を設け、県が委託した建築士による耐震改修の設計や施工のアドバイスと併せて、バリアフリーなどのリフォームのアドバイスも行っている。しかしながら、耐震診断及び耐震改修や、耐震リフォームアドバイザー派遣の計画戸数に比べ、実績が伴っていないことから、各市町村における十分な予算確保とともに、地域住民への戸別訪問による制度の説明をする等の「普及・啓発施策」を一層推進することが必要である。

## II 多様な危機に迅速かつ的確に対応できる人材の育成について

### 1 行政職員の災害対応能力向上について

#### (1) 行政職員の防災士養成について

本県の自主防災組織は、91.3%と組織率は高いものの、防災訓練実施率は14.7%と実際に活動している組織が少なく、その活性化が課題であることから、組織の要となる人材として県職員3百名を含めた防災士3千名を県下各地域で養成することとした。

この防災士養成研修は、防災施策を進めるうえで、必要不可欠な知識を学習することができる絶好の機会であり、「防災士の役割」「災害時医療」「災害ボランティア」「行政の災害対応」「災害時要援護者対策」など防災対策に関する様々な内容を習得することができる。このことにより、防災・減災への理解を深め、災害発生時の対応力を高めることができることから、災害対策本部や各地区の災害対策本部でのリーダーとなりうる行政職員としてのスキルアップが期待される。

また、受講者の居住地など基本データが、居住地の自主防災組織に紹介される仕組みとなっており、資格取得後は、災害図上訓練や身近でできる防災訓練などに、県職員が自主防災組織のリーダーの一員として参画し、それぞれの自主防災組織が抱える課題を理解し、支援することにより、その活動を一層活性化させることが可能となる。

#### (2) 振興局の防災体制と役割について

災害発生時の振興局長は、地区災害対策本部長として、市町村や地方機関を統括するという立場にあるものの、本委員会での「振興局の役割が見えない」という意見を踏まえ、災害発生時はもとより、平常時から防災対策について市町村と一体となって取り組んでいくこととした。振興局長が災害・防災対策の司令塔として前面に出て、管内調整などに積極的に取り組んでいかなければならないと考えている。

このように振興局が果たす役割は非常に大きなものであることから、振興局の職員も防災士の資格を積極的に取得し、防災に対する意識改革を図ることとしている。

##### ①平常時における役割について

ア 地区災害対策本部の構成メンバーとともに、県及び市町村計画の把握とその課題について市町村等と協議し、計画の検証に努める。

イ 市町村と連携が必要な備蓄物資、仮設住宅、避難体制、ハザードマ



ップ等の個別の防災対策について、現地・現物を確認のうえ市町村と情報を共有する。

ウ 県及び市町村の総合防災訓練、図上訓練に参加し、災害発生時に直ちに対応できる判断力、対応力を身につける。

エ 防災対策推進委員会に委員として参画し、地域の実情を踏まえた意見を積極的に発言し、地域の実効ある災害対策の確保に資する。

## ②大規模災害時における役割について

振興局長は地区本部長となり、地区災害対策本部を立ち上げ、直ちに、市町村や関係機関と連絡調整を行い、現地に職員を派遣するなどして管内の実態把握に努め、全力を挙げて市町村と一体となって対応する。

ア 被災地及び被災者の状況の把握や市町村が行う災害応急対策に必要な支援

イ 必要な救援物資等を市町村に供給

ウ 福祉・医療施設の被災情報の収集や救急医療活動の調整及び被災地の衛生維持・防疫

エ 通信手段の確保や物資の配送

オ 公共施設の被害状況の確認や応急復旧及び応急仮設住宅等の建設

カ 被害・応急対策状況の情報収集と本部への報告、市町村災害対策本部との連絡・調整

## 2 新型インフルエンザ等感染症対策について

### (1) 平成21年の新型インフルエンザの状況について

平成21年4月に世界的規模で流行した新型インフルエンザ(A/H1N1)の状況について、県内では推定累積患者数約16万人、重症例5名、死亡者2名であった。全国の状況は、推定累積患者数約2千万人、重症例1,629名、死亡者195名となっており、本県は定点当たりの患者数は多い方に分類される。この新型インフルエンザは、病原性が季節性インフルエンザ並みということもあったが、日本の死亡率(人口10万対)は0.16であり、諸外国と比較して低い水準にとどまった。

### (2) 健康危機管理関係事業の実施状況について

健康危機管理は、平常時からシミュレーションの実施や人材の育成、必要な資機材の確保などの取組を積極的に推進していくことが重要である。とりわけ発生時における、健康危機管理担当課、保健所の初動対応は、その後の

健康被害を左右する重要なポイントとなることから、各種研修や健康管理シミュレーションが行われている。

研修会では、地震、津波等の大規模自然災害が発生した場合のコミュニケーションの取り方、情報発信のあり方等について学び、災害発生時の不測の事態に対する判断力の向上が図られた。特に「災害時公衆衛生対策研修会」では、大規模災害の時には行政機能が喪失されることから、「保健所と市町村の連携強化」の重要性が改めて認識された。さらに、国立保健医療科学院や国立感染症研究所等への職員派遣により、個々の職員の専門知識・技術の向上・レベルアップを図っている。

健康危機管理シミュレーションにおいては、自然災害、高病原性鳥インフルエンザ、食中毒等の課題を設定して、保健所単独、関係機関との合同等の実地訓練やシミュレーションを実施し、これらを通じて職員の現場対応力や知識・技術の向上が図られている。例えば、北部保健所は福岡県と隣接するため、隣接の京築保健所と合同で訓練を実施し、北部保健所が京築保健所から支援を受け入れるという想定で訓練が行われた。北部保健所は、県外支援チームの受け入れに関する留意事項等を確認することができた。

また、保健所災害時対応マニュアルについて、保健所が自然災害時に迅速かつ適切に対応できるよう、特に72時間以内の対応をマニュアル化し、保健師の活動だけでなく衛生・環境等の分野も含んだ保健所全体の対応マニュアルとして平成24年3月に全面改定された。また、本マニュアルは、市町村との連携強化も盛り込んでおり、保健所職員の自然災害発生時の統一的な行動と考え方の保持に活用することとしている。

### Ⅲ 安全・安心な食料生産と食の安全の確保について

#### 1 家畜伝染病対策について

##### (1) 国内での発生状況

平成22年度に口蹄疫と高病原性鳥インフルエンザが発生した。口蹄疫は、宮崎県で4月から7月まで継続発生し、発生農場数292戸、処分頭数は牛と豚をあわせて約29万頭に及び、きわめて大きな被害が生じた。一方、高病原性鳥インフルエンザは、11月に島根県安来市の採卵鶏での初発から平成23年3月までの間に、9県24農場において発生し、約183万羽の鶏が処分された。そのうち、本県でも平成23年2月に大分市の約8千羽飼養の採卵鶏農家で発生したが、迅速な防疫対策の実施により、この一事例で終息した。以降、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザについては、現在に至るまで国内での発生は確認されていない。

##### (2) 近隣諸国での発生状況

口蹄疫は、平成24年に入ってから台湾、中国、ロシアなどで発生が確認されており、特に、台湾、中国においては散発的に発生が継続している。一方、高病原性鳥インフルエンザは、アジア諸国での発生がみられており、平成24年については1月から4月にかけてスリランカ、インド、ネパール、ブータン、台湾を中心に発生し、5月以降も中国、カンボジアを含め散発的に発生が確認されている。また、インドネシアでは継続的に発生しているようではあるが詳細は不明である。このような近隣諸国での発生状況から、未だに予断を許さない状況である。

##### (3) 発生予防対策

農場、畜舎出入り口等での消毒、防鳥ネット等の野生鳥獣侵入防止対策等、家畜伝染病予防法で定められた農場での飼養衛生管理基準の徹底を図るとともに、注意喚起として、畜産農家や関係機関に対して随時、発生情報を提供している。更に、防疫対策会議等で、関係機関への防疫ガイドラインの周知・徹底が行われている。また、近年、海外からの国内ゴルフ場利用客が増加していることから、県内29カ所のゴルフ場において、靴底消毒マットの設置を呼びかけている。

##### (4) まん延防止対策

万が一の発生に備え、発生農場における殺処分、埋却等の封じ込め作業や消毒ポイントの設置・運営等の初動防疫措置等の経費として5億円を家畜伝染病緊急防疫体制整備事業に予算措置している。また、農家における早期発

見・早期通報の徹底や埋却地の確保の取組を進めるとともに、特定家畜伝染病が発生した場合に、迅速かつ的確な初動防疫を実施することを目的として、県総合対策本部の防疫対策部に属する、獣医師、畜産担当普及員計33名で構成する家畜伝染病防疫対策チーム、通称B－S A Tを編成し、発生時に迅速で的確な初動防疫対応が行える体制を整備している。また、防疫資材の備蓄に関しては、県内4家畜保健衛生所に200人が即応できる防疫資材を常時備蓄するとともに、各業界団体と協定を結び、発生時の埋却作業や車両消毒、動員者の輸送等、24時間体制で迅速な防疫作業が実施できるよう協力体制を整備している。

## **2 食の安全確保について（放射能汚染対策含む）**

### **(1) 食の安全・安心対策**

食の安全・安心の確保を図るためには、生産から消費にいたる間の関係者が一体となって取り組むことが重要である。このため、平成15年に関係部局からなる「食の安全確保推進本部」を設置し、関係部局が一体となった安全・安心の確保や風評被害対策などの取組が進められている。この本部において、総合的かつ効果的な施策を推進するために食品安全行動計画が策定され、現在、第三次行動計画に基づいた施策を進めている。

### **(2) 食の安全確保**

「食品衛生監視指導計画」を定め、食品衛生法に基づく計画的な監視指導及び食品の検査が実施されている。平成23年度は、監視は延べ18,567施設に立ち入り、手洗い消毒施設の施設の不備や、食品保存方法の違反など352の違反を発見し改善指導が行われた。検査については、1,328食品に対し病原微生物や食品添加物、残留農薬など約3万項目の検査を実施し、表示のない添加物の使用や、基準を超える細菌を検出する等10の法違反、102の不適合が発見され、販売の中止や再発防止のための食品管理の指導等を実施した。

### **(3) 食中毒対策**

食中毒は予防することが重要であることから、本県独自の取組として食中毒が発生しやすい条件に達したときに「食中毒注意報」を発令し、給食施設や飲食店などにファックス等で注意を呼びかけるとともに、マスメディアや県庁ホームページを通じて広く県民に注意を呼びかけている。また、夏場の暑い時期、お盆等で人が集まる時期、年末など食品の流通が盛んな時期には、重点的な監視を実施し、食品の安全確保に努めている。

#### (4) 食品中の放射性物質への対応

国は、東日本大震災による福島第一原発事故以来、食品中に含まれる放射性セシウムの暫定規制値を野菜、穀類、肉類などでは500ベクレル／キログラムに設定し、この規制値を超えた食品が流通しないよう検査を実施してきた。平成24年4月1日からは、さらに厳しい新たな基準値として、一般食品を100ベクレル／キログラムに設定し、規制値を超えた食品は、回収、廃棄、出荷や摂取の制限を行い、食品の安全確保が図られてきたところである。

一方、環境中の放射線についても衛生環境研究センターのほか、大分市佐賀関、日田市、佐伯市、国東市で常時監視が行われている。原発事故後、放射性物質への対応は、粛々と実施し情報発信を行ってきたが、「放射能」についてはわかりにくく、県民の「食」に対する不安が十分に払拭できていないことも事実である。このため県としては、このような不安を解消するため、検査体制及び情報提供の一層の強化を図っているところである。

## IV 小規模集落等地域コミュニティの維持・活性化について

### 1 小規模集落の安全・安心確保の取組について

小規模集落対策については、平成20年度、全国に先駆け、県と市町村が連携して大分県小規模集落対策本部を設置し、課題解決に向けた取組を実施している。小規模集落の抱える課題は様々であり、何か事業を起こして活性化したいという意向を持った集落もあれば、集落機能を維持することが精一杯の集落もある。小規模集落対策は、このような集落の実情や特性に即して、地域住民が安心して住み続けられるよう様々な観点から講じられる必要がある。

このため、平成24年3月に「小規模集落対策推進指針」が策定されるとともに「集落応援室」として組織も新たになり、より現場に即した形で重点的に小規模集落対策に取り組んでいる。

なお、小規模集落における自然災害への対応、防災力の強化については、山間部等の緊急ヘリポートや沿岸部における津波避難場所の整備等が行われている。

#### <主な取組>

##### ①地域の活力づくり

地域資源を活用した加工品の開発や、地域産品を生かしたコミュニティビジネスの立ち上げ等を推進

##### ②生活環境の整備

生活用水確保のための代替水源開発や、コミュニティバス等の生活交通手段の確保を検討

##### ③地域コミュニティの維持（安全・安心の確保）

地域ぐるみで地域活動を支え合う仕組みづくりや、多様な主体との協働の推進

##### ④鳥獣被害・耕作放棄地対策

防護柵の設置や鳥獣を寄せつけない集落環境対策等の集落ぐるみの取組、いわゆる「戦う集落づくり」の推進

##### ⑤集落間の連携・再編等

小学校区等を単位としたまちづくり協議会など一つの集落では解決できない課題を解決する新しいコミュニティ組織づくりを推進

### 2 地域のリーダー（防災士、民生委員等）の育成及び連携について

#### (1) 自主防災組織の活性化

地域防災を進めるうえでハード対策と同様に、住民相互扶助の観点から、

自主防災組織の結成と日ごろの活動が大変重要となる。本県における組織数は平成23年4月1日時点の調査で3,523組織、組織率は91%と全国平均を上回っているが、活動実績については低調であり、全ての組織が同じレベルで取り組んでいるとは言い難い状況にある。そこで、平成24年度に自主防災組織の中心となる人材である防災士を3千名養成することとした。この防災士が自主防災組織の実施する防災講話や防災訓練等の旗振り役として防災活動の活性化に貢献することが求められている。

また、防災士スキルアップ研修の実施や防災アドバイザーを各地域の防災活動に派遣することにより、防災士が地域での活動をリードしていくための技術の習得や、自主防災組織が活動するための意識啓発やノウハウの蓄積に取り組んでいる。

このような人材の育成とあわせて、自主防災組織が有効に機能するためには、地域防災に関わる自治会長、消防団、民生委員児童委員など、さらには防災士間の連携が重要となる。そこで、「地域防災活性化シンポジウム」や「自主防災組織研修」を開催し、自治会長や防災士などが共に学べる機会を設けている。こうした各種の施策を通じて、防災士が核となって自主防災組織の会長をサポートしながら、防災訓練や住民啓発を計画的に行うことはもちろん、行政や消防団など関係機関及び地域の防災士間の連携を深め、継続的な活動を行うことで、自主防災組織が活性化していくよう支援している。

## (2) 民生委員の役割

民生委員は、昭和23年に施行された民生委員法に基づき設置され、「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、福祉事務所など関係行政機関の業務に協力するなど、社会福祉の増進に努めること」を任務としている。本県の民生委員の総数は、2,889人となっている。民生委員は、「災害時要援護者」の避難支援を、行政、社会福祉協議会、自主防災組織などが連携して行えるよう、日頃の見守り等の活動から得られる情報を基に、要援護者台帳の整備や災害福祉マップを作成し、災害時における地域住民の安全と安心に貢献することとしている。

しかしながら、民生委員による災害時要援護者支援活動には課題も多く、「地域住民に対して、民生委員の行政協力者としての身分や役割等、民生委員制度に関する理解を広める啓発」、「市町村における個人情報保護条例の適切な運用による情報提供の体制づくり」、「民生委員や市町村社会福祉協議会を中心とした地域での日常的な助け合い、支え合いの取組の促進と、自主防災組織との連携」が必要であると考えられる。県としては、民生委員の支援

活動が円滑にできるよう、地域福祉の推進役である社会福祉協議会とともに、市町村の要援護者情報の整備と関係機関での共有を促進していくこととしている。

### (3) 消防団員の確保

地域の消防力を確保するには、地域に根ざした消防団の存在が不可欠であるが、県内の現状としては、消防団員数の減少と団員の高齢化が進んでおり、団員数が平成7年から2,132人減少し、団員の平均年齢は3.7才高くなっている。また、旧町村部等を中心にサラリーマン団員の数が増加し、全体の74%を占めるに至っており、これらの団員は昼間は居住地にいないことが多いため、昼間の消防力の低下が危惧されている。

これらの地域において昼間の消防力を確保するため、基本団員によるフルタイムの消防団活動に加え、消防職団員OBや役場の職員等の参加により、昼間の消防活動など、特定の役割、活動に従事する機能別消防団員を増やすことが大切であると考えている。これにより、多くの人々が消防団活動に参加しやすくなるため、必要な団員数の継続的確保につながり、昼間の火災・災害への対応力が高まるだけでなく、若い団員への技術継承も図れるものと期待される。このため、県では平成18年度から、「大分県消防団員確保緊急対策事業費補助金」制度を創設し、機能別消防団員の採用を促進する市町村に対して、団員の装備品等にかかる経費の一部を補助している。平成23年度までの実績として、これまで5市20地域において161人の機能別消防団員が採用されている。

また、消火活動の着手までに8分を超えると延焼率が急激に高まると言われているが、過疎地域においては、常備消防や消防団が到着するまでの初期消火体制を確立することが極めて重要であることから、消防団活動等を補完・支援するものとして、事業所や地区の自主防災組織等による、ボランティア組織としての「消防団応援隊」の活動を拡充させることが有効であると考えている。このため、県では平成19年度より、「消防団応援隊資機材等整備事業費補助金制度」を創設し、これらの応援隊の消火用機材や団員の装備にかかる経費の一部を補助している。平成23年度までの実績として、5市14地域において14の消防団応援隊が結成され387人が隊員として登録された。

これらの事業の効果等もあり、消防団員数の減少は、平成19年度からは鈍化の傾向にあり、今後も引き続き、消防団組織等の充実・強化等を図りながら、地域の消防力の向上に努めている。



## V 犯罪に強い地域社会の形成について

### 1 防犯ボランティアとの協働による犯罪の起きにくい社会づくりについて

#### (1) 自主防犯パトロール隊

平成14年当時、自主防犯パトロール隊は11団体947人であったが、平成24年12月末現在では332団体28,192名に上っており、地域内の防犯パトロール、登下校時の子どもの見守り活動、振り込め詐欺被害防止のためのATM警戒、青色回転灯装備車による防犯パトロール等に積極的に取り組んでいる。県下の刑法犯認知件数は、平成15年をピークに平成16年以降9年連続で減少している。その主な要因の一つとして、自主防犯パトロール隊の増加に伴って地域における防犯力が向上したことが挙げられ、自主防犯パトロール隊は、まさに地域防犯力の要の一つといえる。

#### (2) 防犯ボランティアとの連携・支援

自主防犯パトロール隊と連携を図り協働して犯罪の起きにくい社会づくりを推進するため、警察署長が、所属の警察官のうちから、1団体につき1名の支援警察官を指定して、合同パトロールや防犯情報の提供、地域住民の意見集約等の活動を行っている。また、パトロール活動の拠点の整備や自主防犯パトロール隊への帽子・ベスト等の活動物品の支援を行う他、青色回転灯装備車両（通称「青パト」）に係る燃料代の一部を助成している。

#### (3) 防犯ボランティアとの協働

県下で活動中の自主防犯パトロール隊については、登下校時の子どもの見守り活動、振り込め詐欺被害防止のためのATM警戒など献身的に自主防犯活動に取り組んでいる。しかし、現在活躍中の防犯ボランティアは、構成員の年齢層が高く、平均年齢60歳以上の団体が全体の約70%を占めており、平成20年以降、高齢化や後継者不足等を理由に8団体が解散している。

県警察では、こうした状況を打開するため、既存の団体の負担軽減及び活性化を図るほか、防犯ボランティアの裾野を広げるため、若い世代の参加促進を目的とした大学生防犯ボランティア「おおいたパトロックス」を立ち上げ、平成24年12月末で県下の学生103名が、隊員としてカギかけ運動等の自主防犯活動に取り組んでいる。

さらには、現役世代の参加促進のため、職域防犯ボランティアの参加拡大に取り組んでおり、平成23年8月以降19の企業・団体と「犯罪の起きにくい社会づくりに関する協定」を締結している。協定締結企業・団体は、営業車両等による防犯パトロール活動や防犯啓発活動などの防犯活動に取り組んで

いる。県警察では、こうした取り組みを通じて、防犯ボランティアの裾野を広げ、各世代の活動の活性化を図るとともに、地域に根付いた防犯ボランティア活動を地道に推進し、大分県全体の地域防犯力の向上及び県民一人ひとりが安心して暮らせる地域社会の実現に向け、今後とも防犯ボランティアとの協働により犯罪の起きにくい社会づくりを推進している。

## **2 災害発生時における的確な防犯体制づくりについて**

### **(1) 災害発生時の防犯体制**

県警察では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、住民等の生命及び身体の保護を第一とした災害警備実施に当たることとしている。災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要があると認めるときは、警察本部及び警察署に「災害・震災警備本部」が設置され、災害警備活動の一つとして被災地における犯罪の予防及び民心の安定のため、市町村、自治会、地区防犯協会、少年警察ボランティア協会、自主防犯パトロール隊等と連携した防犯活動を実施している。

### **(2) 今後の防犯対策の検討**

現在、警察庁及び都道府県警察では、東日本大震災の教訓を踏まえた危機管理体制の再構築を図るため、災害対策の見直しを幅広く検討しているところである。被災地における犯罪の発生は、災害という予期せぬ事態に直面し精神的にも経済的にも厳しい状況にある被災者にとってさらなる心の動揺と負担を強いるものであり、警察としては是非とも阻止しなければならないと考えている。災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、住民等の生命及び身体の保護を第一とした活動が行われることは当然のことながら、被災地における犯罪の防止についても関係機関・団体や地域の防犯ボランティア等と連携しながら、早期に防犯体制を確立し、それぞれの場面においてでき得る防犯対策を講じていくこととしている。

## 【提 言】

### I 地震、津波、洪水等の自然災害に強いまちづくりと減災社会づくりについて

#### 1 「地域防災計画（地震・津波対策編）の見直しに対する中間報告」に係る大分県地域防災計画の反映状況について

「小学校等の避難場所については、早急に避難場所を確保する必要がある」と平成23年第4回定例会における中間報告で提言した。県は、適切な避難経路・避難場所の確保を指導した結果、すでに平成24年3月末時点ですべての小学校がその確保を終えているということであるが、例えば橋梁が津波で流された場合など”想定外の想定”が考慮された適切な避難経路・避難場所となっているのか。また、地域の自主防災組織が想定する避難経路・避難場所との連携は取れているのか。様々な被害想定を踏まえた上で、学校と地域の自主防災組織が連携し、一体となって避難経路・避難場所を確保することが大切である。

また、平成24年7月の梅雨前線豪雨では、浸水した避難場所が数多く見られた。今後、自主防災組織により確保された避難経路・避難場所が実際の災害発生時に機能するのか総点検が必要と思われる。さらには、主な橋梁の耐震化について、平成25年までに終了する見込みであるが、今後、津波や洪水に耐えうる橋梁の強度についても検討が必要である。

#### 2 大分県地域防災計画の見直しについて

##### (1) 地震・津波想定及び被害想定について

南海トラフの巨大地震に係る国の人的被害想定では、本県は最大で17,000人の死者数が見込まれているが、早期避難により最大300人まで被害を軽減できるとされている。この早期避難の実施には、高齢者や障がい者など要援護者も含めた数字であると考えられることから、要援護者台帳の作成も進んでいるようではあるが、要援護者と地域住民が互いに理解し合い、災害発生時において真に連携できる体制づくりが求められる。

また、今回各市町村別浸水域と津波到達時間が公表されたが、特に県南地域においては、迅速かつ効率的に高台に避難したとしても、津波到達時までの避難完了が間に合わない地域がある。そうした各地域の実態把握を十分に行うとともに、地域の実情にあった避難経路・避難場所の整備等のハード面の整備を進めるため、市町村事業の更なる支援が必要である。

## (2) 災害時における情報伝達

災害時には、ラジオによる情報入手が非常に重要になってくる。しかしながら、県内の山間部においては、カーラジオが聞こえない地域が多くある。まず、県内のラジオの難聴取地域を調査するとともに、このエリアを減少させるように放送関係機関と協議を行いその改善を図る必要がある。

また、東日本大震災の発生直後、固定電話や携帯電話が通じにくくなった一方で、ツイッターなどソーシャルネットワークサービス（SNS）を活用した通信が救助要請や安否確認に活用された。さらには、平成24年の7月の梅雨前線豪雨では、県内のいろいろな地域の被害状況の動画等が数多くSNSで情報発信された。インターネットの利用者も増えていることから、SNS等新たな情報システムを活用した伝達手段の検討が必要と思われる。

## (3) 気象情報の活用

平成24年7月に本県を襲った梅雨前線豪雨は、「これまでに経験したことのないような大雨」とする気象庁情報が発表され、これまでの大雨による被害想定を大きく覆すものとなった。甚大な被害をもたらした今回の豪雨を受け、本委員会では、大分地方気象台において特に「気象情報の活用方法」について調査を行った。県と気象台がさらに連携を深め、気象情報をこれまで以上に効果的に活用することにより今後一層の防災・減災に繋がると思われる。

また、県民についても、災害時は刻々と状況が変化するため、一人ひとりが、テレビ・ラジオなどから最新の情報を入手し、その場、その時にあった行動をとることが必要である。まず、「自分の身は自分で守る」ことが大切なことであり、早めの判断と行動が必要になる。そのためにも、県民に対して「気象情報の活用方法」を広く周知する必要がある。

## (4) 災害がれきの処分用地の確保

宮城県の災害廃棄物処理場の調査において、平常時から備えておくべき災害対策の一つは、「災害がれきの処分用地の確保」であった。平地が少なかったり、土地の所有者の確認が取れないなど処分用地の確保が難航し、災害がれきの処理が遅れた。災害がれきの処分用地確保は、迅速な復旧・復興に大きく影響することから、早急な対応が必要と思われる。

また、九州・山口9県災害時相互応援協定では、職員の派遣、食料の提供や医療支援等の協定を行っているが、加えて災害がれきの広域処理についても検討が必要である。

## (5) 県民の防災意識の向上

地域防災計画ができてても県民がその内容を十分に理解し、計画に基づき実際の行動をしなければ、まさに絵に描いた餅になる。地震・津波は自然現象であり、3メートルの津波が来ると予想されていても、それ以上の津波が来ることもあり得ることから、想定を超える可能性があることを十分に認識すべきである。また、20センチメートルの津波でも人の体が流されるほど恐ろしい威力があることなど地震・津波についての科学的理解を深め、県民の防災意識向上に一層努める必要がある。

さらには、危険だと理解してもなかなか避難行動に結びつかないのが実態である。一般的な防災知識だけではなく、具体的な行動が自分や家族の命に直接関係する問題として認識させ、自分の周辺で起こる災害状況を具体的にイメージできる防災啓発・訓練が必要である。

### 3 原子力防災計画の策定について

福島第一原発事故のような過酷な事故が発生した場合、原発から放出された放射性物質は刻々と変化する風に乗って流れ、地形や降雨の影響を受けながら地表に沈着する。本県は、伊方原子力発電所と海を隔てており、障害となる山などもないことから風に乗った放射性物質のホットスポットになる可能性は否定できない。実際に事故が発生した場合には、その時点の風の流れがわかる気象データを県民に知らせるとともに、その時の状況に応じた的確な避難や屋内退避の指示ができる体制づくりが必要である。また、甲状腺被ばくを抑える安定ヨウ素剤の配布及び服用等のあり方についても県民への十分な説明と理解を得たうえで実施する必要がある。

本委員会では、佐賀関病院と福島第一原発から23キロメートルにある福島県南相馬市立総合病院を訪問し原発事故の対応について調査を行った。南相馬市立総合病院では、原発事故を想定した防災訓練は行われていなかったため、着衣に放射性物質がついているかの確認や除染に伴う機材や設備もなく、患者の搬送に苦労したとのことであった。

豊予海峡、豊後水道では県内の漁業者が操業を行っており、海上で被ばくすることも想定される。事故が発生した場合、被ばくを受けた可能性のある漁業者や四国から避難してきた住民に除染を行ったり、着衣に付着した放射性物質を散乱させないなど適切に対応できる病院の整備が必要である。佐賀関港に近い佐賀関病院は、まさに最初の受入れとなる病院であると考えられるが、原発事故に対する準備はなされていなかった。

以上のことから、伊方原子力発電所で重大な事故が発生した場合の本県への影響は大きく、県民の不安を払拭するためにも、適切な事故対応、避難等ができるように原子力防災計画の作成を早急に進める必要がある。

#### **4 個人住宅の耐震対策等について**

県の住宅耐震化率は、全国平均を下回っている。さらに耐震診断、耐震改修に対する補助制度を行っているが、市町村の補助を受けて耐震診断を実施した住宅で改修を要すると診断された住宅のうち、改修を実施もしくは予定している住宅は50.8%である。半分の住宅が、耐震診断をし改修を要すると診断されたにもかかわらず、改修を実施するか否か未定になっている。住宅耐震化率の引き上げについて、一層の実効性のある対策が必要である。

### **II 多様な危機に迅速かつ的確に対応できる人材の育成について**

職員の災害対応能力の向上は極めて重要なことであり、災害等が発生した場合、迅速かつ的確な対応を行うことができるかどうかは、実際に災害対応を行う「人材」の資質によるところが大きい。防災士養成研修も含め、実際の災害発生時を想定した実践的な研修・訓練を実施し、個人のみならず組織・体制としての対応の能力や関係機関との連携能力の向上を図る必要がある。さらには、災害対応の担当者が少ない市町村もあることから、日ごろから県職員と市町村職員が一体となった研修・訓練を行うとともに、災害により市町村が機能を失う場合も想定し、県職員が市町村職員をカバーできる体制づくりが必要である。

災害発生時の振興局長は、地区災害対策本部長として、市町村や地方機関を統括するという立場にあるが、「振興局長の役割が見えない」との本委員会での意見をもとに災害発生時はもとより、平常時からの市町村との連携についての役割等が明確にされたところである。しかしながら、地域を統括する振興局長のさらなる意識改革が重要であり、今後とも主導権を持って防災・減災対策に徹底的に取り組むことが求められる。

### **III 安全・安心な食料生産と食の安全の確保について**

#### **1 家畜伝染病対策について**

県獣医師は、公衆衛生分野では食肉・食品の衛生監視・検査業務等に、また、家畜衛生分野では家畜伝染病予防法に基づく防疫措置や畜産物の衛生管理指導等に取り組むなど、重要な業務を担っているところである。しかしながら、小動物

診療分野に比べ所得面で格差が生じている等の課題もあり、獣医師の確保は困難な状況にある。今後、さらにその確保が難しくなると懸念されており、獣医師の確保対策の強化が喫緊の課題である。未だ発生が予断を許さない状況下において、今後、十分な獣医師の確保が進まなければ、万が一、口蹄疫等が発生した場合、殺処分やワクチン接種を行う県獣医師の不足が一因となり、感染の拡大を招くことも考えられるため、県境を越えた応援はもとより、県内の民間獣医師に応援を依頼する等官民一体となった体制づくりも必要である。

## **2 食の安全確保について（放射能汚染対策含む）**

食の安全については、生きる上でもっとも基本的な問題であり、「食は命である」とも表現される。食は身近な問題であり、毎日とる食事に、安全なものを望むのは当然である。福島第一原発事故以降、県民の食の安全に対する関心は、更に高まっている。県においても食品中の放射性物質への対応について情報提供が行われているが、その内容がわかりづらく、食に対する不安を解消するには至っていない。生産者、食品流通・小売業者、消費者などの食にかかわる全ての関係者が、放射性物質の食品への影響、健康に対する影響に関して適切な判断ができるよう、一定レベルの正しい科学的知識とバランスのとれた情報を共有できるようさらなる努力が求められる。

## **IV 小規模集落等地域コミュニティの維持・活性化について**

### **1 小規模集落の安全・安心確保の取組について**

集落の人口が減少し、その機能が維持できなくなっている集落が多く見られる。集落の世帯数を確保し、集団機能や自治会等の活動を維持する手段として、集落の統合による行政区の再編を行うことも対策の一つであるが、山間地の集落においては、各集落間の距離が離れているケースも多く、集落再編そのものが困難な集落もある。一人になってもここで住み続けたいという住民感情も考慮しつつ、集団機能が維持できなくなった場合には、集落全体で集団移転することも選択肢の一つとして、今後その対策を考えていく必要がある。

### **2 地域のリーダー（防災士、民生委員等）の育成及び連携について**

#### **(1) 防災士、民生委員等**

自治委員や民生委員等はそもそもボランティア的な要素が強いことや、特に小規模集落においては、高齢化が進み「動ける人」が少なくなっているこ

とから、自治委員等選出の輪番制が機能せず、地域のリーダーのなり手がいなかったり、人材がない集落もある。専任の職員を雇用するなど今までとは異なった考え方も必要になってきていると思われる。

防災について十分な意識と一定の知識・技能を身につけた者が中心となって防災訓練を行うことは、自主防災組織の活性化に繋がることから、平成24年度に養成した3千人の防災士には期待するところは大きい。しかし、地域のリーダーとして活躍するためには、防災士のスキルアップのための研修を継続的に行い、より実践に則したノウハウの習得に取り組む必要がある。

さらに、災害対策の基本は「自助」であり、どのような事態においても、「自分の命は、自分で守る」という備えが必要である。普段から住宅の耐震補強や家具等の転倒防止を行うなど「自分の命を守る」ための事前の指導ができるリーダーの養成も重要である。

本県の自主防災組織の組織率は高いが、実際に防災訓練等を行っている地域は少ない。中山間地において高齢化も進む中、近くに災害を発生させるような大きな河川や急傾斜地もあまりない地域で、さらには集落が散在している地域では、自主防災組織による防災訓練を行うという気運にならない状況もある。しかしながら、災害発生時には、地域で協力して被害を最小限に抑えたり、被災した人を救助することが大切である。行政による支援は被災直後には受けられないことが想定され、いざというときに協力・連携して対策に当たれるような体制を平常時から作っておくことが重要である。

また、高齢者の支援や日常生活・災害時の相互扶助については、集落としてではなく「ご近所づきあい」の範囲で行っている世帯も多い。集落の人口が減っていく中で「ご近所づきあい」も各世帯を支える取組としては重要になってくることから、自主防災組織よりも小さな単位での防災教育・訓練を行うなど、実情にあったきめ細やかな対応が必要である。

## (2) 消防団員

サラリーマン団員の増加に伴い、昼間の消防団員が不在となり、津波等の災害発生時に消防車両を動かさない状況が生じるおそれがある。消防車両を津波から守るため、消防団員以外の地域住民が消防車両を動かし、さらには地域住民に対して消防車両のサイレン等で危険を知らせることのできる体制づくりが求められる。

また、消防団員は、それぞれ自身の仕事を持ちながら、奉仕と献身の精神で日ごろの訓練と研鑽に励んでおり、地域における身近な消防防災リーダーとして重要な役割を担い、災害対応はもとより地域コミュニティの維持及び



振興にも大きな役割を果たしている。

消防団員の活動については、所属する職場の理解と協力が不可欠であり、団員が一層活動しやすくなるよう消防団の意義及び重要性等について職場に周知・広報する必要がある。さらには、消防団員の士気を高め、裾野を広げるためにも消防団の表彰についても一層充実させることが必要である。

## **V 犯罪に強い地域社会の形成について**

### **1 防犯ボランティアとの協働による犯罪の起きにくい社会づくりについて**

自主防災パトロール活動の拠点整備、活動物品の支援や「青パト」に係る燃料代の一部助成については、平成24年度末で終了する見込みであるが、自主防災パトロールは地域で重要な役割を果たしており、その活動を継続していくためにも同様な支援が今後とも必要である。

### **2 災害発生時における的確な防犯体制づくりについて**

制服姿の警察官が、避難所をパトロールすることで被災者も安心であり、犯罪防止につながることから、今後とも引き続き災害発生時のパトロールの強化が求められる。また、災害発生時はゴミ処理場への道が混雑したり、多くの群衆が集まったりと思えない不測の事態が発生することから、今後とも地域住民の要望をきめ細かく聞き、ケースバイケースで素早く対応できる体制の整備が必要である。

## 【終わりに】

平成24年7月に本県を襲った梅雨前線豪雨は、本県に大きな被害をもたらした。何十年に1度と言われる豪雨が数日のうちに2度も発生し、まさに想定外の災害が発生した。我々は、この経験が無駄にすることなく、被災地で何が起きていたのか、被災者はどう考え、どう行動したのか、困ったことは何だったのかなどその実態を知り、そこから教訓を読み取り、今後の防災・減災に生かすことが大切であると考え。今回の豪雨災害の検証や本県の様々な事情を踏まえ、本県の地域防災計画については、随時改訂を行う必要があると思われる。また、南海トラフ地震の発生確率は50年以内に90%程度とかなり高く、今後はさらに、県民への防災・減災に関する啓発と災害に対する意識改革が重要となってくる。

こうした大規模自然災害の他にも新型インフルエンザなど本県を取り巻く危機事案は、ますます多様化しており、県民の安全・安心を守るためには、より強固な危機管理が求められている。

本委員会は、今後も最新の状況を注視しつつ、あらゆる危機事案に対する防災・減災対策の充実に寄与するべく、さらに調査研究を進めていきたいと考えている。とりわけ、今回の豪雨災害については、応急復旧時の災害ボランティアの活用や浸水家屋の床下洗浄等への民間企業の活用など被災者目線に立ったきめ細かな検証がなされているか等の観点から調査を行い、県の防災機能推進のための建設的な提言に結びつけたいと考えている。

以上をもって、危機管理対策特別委員会の中間報告とする。

平成25年3月7日

### 危機管理対策特別委員会

委員長	麻生栄作
副委員長	後藤政義
委員	小野弘利
委員	馬場林
委員	尾島保彦
委員	酒井喜親
委員	嶋幸一
委員	末宗秀雄
委員	御手洗吉生
委員	佐々木敏夫
委員	吉岡美智子

## 【委員会の活動状況】

### 1 委員会の開催状況

開催年月日		調査項目
第1回	平成23年 8月 3日	・ 正副委員長の互選
第2回	平成23年 9月13日	・ 付託事件の調査（生活環境部） （1）地域防災計画見直し（案）について ・ 調査方針、調査計画について
第3回	平成23年 9月28日	・ 付託事件の調査（福祉保健部・生活環境部・教育委員会） （1）小・中・高等学校等の地震津波対策について （2）幼稚園等の地震津波対策について （3）高齢者、障がい者、病院、保育所等の地震津波対策について
第4回	平成23年11月 4日	・ 付託事件の調査（生活環境部） （1）地域防災計画見直し（案）に対する意見等について
第5回	平成23年12月 1日	・ 付託事件の調査（生活環境部） （1）海から見た危機管理と地域防災計画について （2）地域防災計画見直しの状況について ・ 中間報告書の審議
第6回	平成24年 2月27日	・ 付託事件の調査（生活環境部） （1）県内調査を踏まえての地域防災計画に対する意見等について （2）愛媛県との意見交換会等の概要について
第7回	平成24年 3月27日	・ 付託事件の調査（生活環境部） （1）大分県地域防災計画の見直しについて
第8回	平成24年 5月21日	・ 付託事件の調査 （企画振興部、福祉保健部、生活環境部、土木建築部） （1）災害に強いまちづくり等について （2）地域コミュニティの維持・活性化について

開催年月日		調査項目
第9回	平成24年 7月 2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付託事件の調査 (福祉保健部、生活環境部、農林水産部)</li> <li>(1)危機に対応できる人材の育成について</li> <li>(2)安心・安全な食料生産と食の安全確保について</li> </ul>
第10回	平成24年 9月 5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付託事件の調査 (生活環境部、警察本部))</li> <li>(1)地域防災計画の見直しについて</li> <li>(2)犯罪に強い地域社会の形成について</li> </ul>
第11回	平成24年12月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付託事件の調査 (生活環境部)</li> <li>(1)大分県津波浸水予測調査結果 (速報値) について</li> <li>・特別委員会の今後の取り扱いについて</li> </ul>
第12回	平成25年 2月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間報告書の審議</li> </ul>

## 2 県内所管事務調査の状況

調査年月日	調査先	調査項目
平成23年11月 4日	佐伯市	佐伯市米水津、よのうづ幼稚園、向陽小学校 ・佐伯市における津波対策の現状と課題について
平成24年 2月27日	大分市	佐賀関病院、大分市消防団上浦分団第2部 ・地震・津波及び原子力災害に対する現状について
平成24年 8月24日	大分市	大分地方気象台 ・気象と災害について

### 3 県外所管事務調査の状況

調査年月日	調査先	調査項目
平成24年 8月29日 ～31日	千葉県	(1) 千葉県議会 ・ 東日本大震災による千葉県の被害状況 (液状化現象等) について ・ 放射性物質に係る農林水産物の風評被害 状況と対策について
	福島県	(2) 福島県議会 ・ 防災を見据えた復興計画について (3) 福島県南相馬市立総合病院 ・ 東日本大震災における災害医療の状況と 今後の対策について
	宮城県	(4) 災害廃棄物処理業務亘理名取ブロック (名取処理区) ・ 災害廃棄物の処理状況について